

船舶事故調査報告書

令和5年8月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年3月11日 09時38分ごろ
発生場所	福岡県糸島市 ^{ひめ} 姫島南岸 筑前姫島港東防波堤灯台から真方位273°480m付近 (概位 北緯33°33.9′ 東経130°02.9′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、漂泊中、船外機を始動した際、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年3月23日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約3m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機のプロペラシャーピンに切損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約106cm（唐津）
インシデントの経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、姫島東方沖から南方沖にかけ、場所を変えながら漂泊して釣りをしていた。</p> <p>操縦者は、南風の影響を受けて圧流される状況下、目視で周囲の見張りを行うとともに、時々魚群探知機で水深を確認しながら漂泊して釣りをしていたが、食事を摂り始めて数分後、船上から海底が見えたので水深が浅いことに気付き、慌てて移動しようとして船外機を始動した直後、船外機に強い衝撃を感じ、本船が浅所に乗り揚げたことを知った。</p> <p>操縦者は、自力で離礁後、船外機は動くものの、プロペラが回転せず航行不能と判断し、積んでいたオールを使用して姫島港に向けて航行しようとしたが、風潮流の影響が強く、自力での航行が困難と判断し、118番通報して救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した海上保安庁の巡視艇及び水難救済会所属船に救援され、姫島港に入港した。</p> <p>本船の船外機は、プロペラシャーピンが折損しており、プロペラが空転する状態であった。</p> <p>操縦者は、魚群探知機の水深表示を確認しながら釣りをしていたが、食事を摂っている間、周囲の見張りや水深の確認が十分でなかったため、船上から海底が見えるまで水深が浅くなっていることに気付かなかつたと本事故後に思った。</p>

分析	<p>本船は、姫島南岸沖で漂流中、南風の影響を受けて圧流されている状況下、操縦者が、食事を摂りながら漂流を続けていたことから、浅所に近づいていることに気付くのが遅れ、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、姫島南岸沖で漂流中、南風の影響を受けて圧流されている状況下、操縦者が、食事を摂りながら漂流を続けていたため、浅所に近づいていることに気付くのが遅れ、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、漂流中であっても、常に周囲に対する見張りを適切に行うこと。 ・ 船長は、漂流中、浅い海域に寄せられないよう、水深の変化に十分留意し、浅所に接近している場合、早めに安全な場所に移動すること。 ・ 船外機を使用するミニボートの操縦者は、漂流中、風によって自船が浅い海域に圧流させられていることに気付いた際、喫水を考慮し、状況によってはオールを使用して沖合に出してから船外機を始動すること。